



モチベーションの高い会社と社員を創造する いのしし社労士通信

2009. 6. 23
第 12 号

編集・発行 いのしし社会保険労務士事務所 福岡県古賀市千鳥 6-3-10
編集長 所長 中村雅和(社会保険労務士・AFP) TEL: 092-980-5448
http://inoshishisyaroshi.com E-Mail: info@inoshishisyaroshi.com



会社をサポート！助成金情報
会社の研修に助成金が？

計画的に従業員研修を行っている会社や、研修提供企業の方々には耳寄りな情報かもしれません。

ある程度の会社になれば、研修などは日常的に行っていることと思います。

加工技術の向上のため外部研修に行かしているとか、パートタイマー向けに正社員への登用に必要な知識・技能の習得のために、外部講師を呼んで研修をしたり。

あるいは専門学校での座学とOJT(オンザジョブトレーニング)。仕事上での研修のこととを併せて教育訓練の計画を立てたり。

資格取得を目指す従業員

に授業料を負担したり、休暇制度を設けたりする企業もあるかも知れませんか。

このような研修に、雇用保険から助成金が出るかも知れない、ってみなさんご存じでしたか？

この助成金は「キャリア形成促進助成金」と言って、たくさん種類の助成金があるのですが、そのうちの訓練等支給付金について、さわりだけご紹介。

この助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練を段階的かつ体系的に実施する事業主に支給されます。

具体例を参考に検討を。

~ちょっと気になる住宅まわりに簡単舗装~ 「透水アクリストーン」販売の(株)豊和さん



選び抜いた自然石を、耐久性に優れたアクリルウレタン樹脂で固めた舗装材。住まいの美しく快適な空間を演出。玄関や庭のリフォームに。

濡れ石のようなきれいな光沢。

抜群の透水性能。 通行時の優れた静音性。

素人でも施工可能な
キットも販売中です！

(古家社長と奥さまです)

お問合せは(株)豊和まで。

電話：0940-34-2500

howa@watch.ocn.ne.jp



A社(製造業)の場合

入社3年目の従業員5人に、外部の加工技術研修(24時間、受講料2万円/人)を受講予定

要した経費 316,000円	助成額 136,400円
経費助成対象額 受講料 20,000円×5人=100,000円	経費助成額 一人当たり20,000円×2分の1=10,000円 10,000円×5人=50,000円
賃金助成対象額 一人当たり時給1,800円×24時間×5人=216,000円	賃金助成額 1時間当たり助成額720円 (1,800円×0.8×2分の1) 720円×24時間×5人=86,400円

B社(情報サービス業)の場合

自発的な職業能力開発の支援制度を導入。3人の従業員が会社が奨励している「ソフトウェア開発技術者試験」資格取得を目指して、職業訓練センターの研修コース(60時間、受講料35,000円/人)を受講予定

要した経費 537,000円	助成額 750,198円
経費助成対象額 受講料(事業主負担分35,000円) 35,000円×3人=105,000円	経費助成額 一人当たり35,000円×3分の1=11,666円 11,666円×3人=34,998円
賃金助成対象額 研修受講時間に係る休暇に対する賃金時給2,400円で計算 2,400円×60時間×3人=432,000円	賃金助成額 1時間当たり助成額640円 (2,400円×0.8×3分の1) 640円×60時間×3人=115,200円
	【導入及び利用者に係る奨励金】 自発的な職業能力訓練開発の支援制度導入に係る奨励金 経費負担制度及び休暇導入ごとに150,000円 150,000円×2制度=300,000円 自発的な職業能力訓練開発の利用者発生に係る奨励金 制度利用者1人につき50,000円 50,000円×3人×2制度=300,000円



地方公務員にも「日雇」労働者が

さらに先月の続きです。ージです。

近年は公営競技の売上減少に対応して、場外発売も行われていきますので、本場開催以外でも勤務している実態があります。

この働き方が「日雇労働者」なのか？公営競技は、

「日雇労働者」は、「日々雇用される者、または30日以内の期間を定めて雇用される者」、

「健康保険法の「日雇労働者」は（ざっくり省略します）

一 臨時に使用される者であつて、日々雇入れられる者あるいは、2月以内の期間を定めて使用される者

二 季節的業務に使用される者（4ヶ月以内）三

健康保険法の「日雇労働者」は（ざっくり省略します）

一 臨時に使用される者であつて、日々雇入れられる者あるいは、2月以内の期間を定めて使用される者

二 季節的業務に使用される者（4ヶ月以内）三

健康保険法の「日雇労働者」は（ざっくり省略します）

一 臨時に使用される者であつて、日々雇入れられる者あるいは、2月以内の期間を定めて使用される者

競走労働者は、地方自治体から採用されますので、地方公務員です。けれども、地方公務員法の中に、彼女らが当てはまるような条文がないから、えいやつとあてはめたのが、

となりました。

地方公務員法第22条
第5項の「臨時的任用」で、
同法第57条の「単純な業務に雇用される者」

要するに公営競技の開催は、期間を定めて臨時的に行われている事業だし、

難しい仕事じゃないから、

そのつどそのつど労働契約を結んじゃえないイメ

票事務が単純労働なんてありえないです。しかも、

二 季節的業務に使用される者（4ヶ月以内）三

どんな職場でも、労務管理上、いろいろと課題があるのですね。

編集後記

ほとんどの人が読み飛ばすであろう、3回連続の日雇公務員の記事でしたが、ごくごく一部（笑）の読者様からは「興味深い」との評価をいただいています。このニュースレターは、今までお世話になった方々にも送らせていただいています。当然、公務員や労働組合関係者の目にも届いていまして、そうした方々にとっては、日雇公務員の問題は切実なですね。

地方公務員出身だったり、労働組合出身だったりの社労士の先生は多くおられますが、その両方を併せ持つ人はそうそういないようで、私の存在価値はどうやらその辺にありそうです。（中村）

顧客・従業員・会員向けニュースの作成承ります

この事務所ニュースを見て、「私も作ってほしい」というご依頼があります。これは専門家に依頼せず、取材も執筆もレイアウトも含めて、全部、私の手作りです。どこにもない「オンリーワン」ニュースです。

顧客・従業員・会員向けにオンリーワンのニュースを発行したい！という御社は、当事務所まで！！



ご意見、ご感想はこちらまで
TEL：092-980-5448 FAX：092-944-5689
E-Mail：info@inoshishiyaroshi.com
811-3113 福岡県古賀市千鳥6-3-10
いのしし社会保険労務士事務所 中村雅和